

常用目的紹介契約書

(以下「甲」という。)と京浜サービス株式会社(以下「乙」という。)は、甲からの依頼に基づき乙が行う人材の紹介に関し、常用目的紹介(当初求人者と求職者との間で有期雇用契約を締結させ、その契約の終了後引き続き両当事者間で常用雇用を締結させることを目的として行われる職業紹介をいう。以下同じ)とする場合は、以下の取り決めによる。

第1条 (常用目的紹介による求人の申し込み)

甲は、甲の求人案件に関し、常用目的紹介によることを希望する場合は、その都度乙にその旨の求人申し込みをする。

第2条 (有期雇用に係る労働条件の明示)

甲は、前条による求人申し込みを行う場合は、乙に対し有期雇用に係る労働条件を明示する。なお、甲からの労働条件の明示は、文書又は電子メールにて行う。

第3条 (求職者の選定と紹介)

乙は、常用目的紹介に関し同意を得た求職者の中から、第1条による求人の条件に適合した求職者(以下「丙」という。)を選定し、丙に対し文書又は電子メールにより前条の労働条件を明示の上、甲に丙を紹介する。ただし、電子メールによる明示は、丙が希望する場合に限るものとする。

第4条 (有期雇用契約の締結)

甲と丙が有期雇用について合意をした場合は、甲は丙との間で有期雇用契約を締結する。

2. 有期雇用に係る紹介を行うに際して、丙が常用雇用において予定される求人条件(以下「予定求人条件」という。)の提示を希望する場合は、乙は甲に対し予定求人条件の提示を求め、丙にこれを次の事項とともに文書で明示するものとする。

- ① 予定求人条件は、正式の労働条件ではなく、あくまで予定であること
- ② 場合によっては常用雇用の紹介が行われないことがあること
- ③ 常用雇用契約を結ぶ場合でも、予定求人条件と内容が異なる場合があること

第5条 (常用雇用に関する意思の確認)

乙は、有期雇用契約期間中のいずれかの時点で、有期雇用契約終了後に常用雇用契約を締結するか否かについて、甲及び丙の意思を確認する。

第6条 (常用雇用に係る労働条件の明示)

甲及び丙の双方が常用雇用契約を締結する意思がある場合は、甲は乙に対し丙の常用雇用に係る労働条件を文書又は電子メールにより明示し、乙は丙に対し文書又は電子メー

ルにより当該労働条件を明示する。ただし、電子メールによる明示は、丙が希望する場合に限るものとする。

第7条 （常用雇用契約の締結）

甲及び丙の双方が常用雇用について同意をした場合は、甲は、丙との間で常用雇用契約を締結し、有期雇用契約終了後に丙を常用雇用する。

第8条 （常用雇用契約を締結しない場合）

甲の意思により前条の常用雇用契約を締結しないこととなった場合は、甲はその理由を乙及び丙に文書で明示するものとする。

第9条 （紹介手数料）

本契約に係る紹介手数料（消費税別）は次のとおりとする。

（ア）有期雇用契約に係る紹介手数料は有期雇用期間に支払われる賃金の %

（イ）常用雇用契約に係る紹介手数料は常用雇用期間に支払われる賃金の %

ただし、紹介手数料計算の対象期間は、有期雇用期間及び常用雇用期間あわせて1年間とする。

2. 有期雇用期間の紹介手数料の計算期間は毎月1日より月末日までとし、甲は乙に丙の賃金総額を、給与明細等を用いて翌月20日までに伝え、乙はその金額をもとに計算した紹介手数料を甲に請求する。甲はその請求に基づき請求書到着日の属する月の月末までに、乙が指定する金融機関口座に支払うものとする。

3. 常用雇用期間の紹介手数料は、甲と丙との間で常用雇用契約が締結された時点で乙は甲に対し請求をし、甲はその請求に基づき、請求書到達日の属する月の月末までに乙が指定する金融機関口座に支払うものとする。

4. 第2項及び第3項の支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、休業日前営業日とする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

5. 有期雇用期間内において、甲が乙に紹介手数料を支払った後、丙又は甲の都合により退職することになった場合は、乙が受領した紹介手数料は返却しない。なお、当該退職が甲の支払い前であっても、甲の支払い債務は消滅しない。

6. 常用雇用期間開始後3ヶ月以内に、丙の都合により退職することとなった場合は、乙は甲に常用雇用契約の紹介に関して受領した金額の50%を返金する。

第10条 （試用期間の不設定）

甲は、丙に対して、有期雇用期間、常用雇用期間のいずれについても試用期間を設定しないものとする。

第11条 （個人情報保護）

甲及び乙は、丙の個人情報については本契約の履行の為にのみ使用し、かつ第三者に漏えいしないよう管理を行うとともに、相互に守秘義務を負う。

第12条 （反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方が暴力団、総会屋その他反社会的勢力に所属、又は関係する者であると認められたときには、相手方に対する一方的な意思表示により本契約を解除することができる。

第13条 （契約に定めのない事項）

甲及び乙は、この契約に定めのない事項又は解釈上の疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

第14条 （有効期間）

この契約書の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。なお、有効期間満了2ヶ月前までに甲乙異議のないときは、さらに同一期間同一条件で自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

以上、本契約締結を証する為に、本契約書2通を作成し甲乙記名捺印の上で各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 東京都港区新橋1-17-1内田ビル2階
京浜サービス株式会社
代表取締役社長 葉 英福